

令和2年

第4回町議会定例会

行政報告

(令和2年12月18日)

幕別町長 飯田 晴義

お許しをいただきましたので、国民健康保険税の課税誤り及び令和3年幕別町成人式の延期について、ご報告させていただきます。

(国民健康保険税の課税誤りについて)

はじめに、国民健康保険税の課税誤りについて申し上げます。

国民健康保険税の課税につきましては、均等割、平等割及び所得割により計算されますが、住民税未申告世帯の方につきましては、申告がなされるまでの間、所得割を除く均等割と平等割のみを合算して課税しており、申告により所得が判明した時点で税額を再計算し、税額に変更がある場合には、更正決定をし、改めて納付書を送付し納付をお願いしているところであります。

これまで、国民健康保険税の課税計算につきましては、本町独自の総合行政システムにより行ってまいりましたが、国保運営の広域化に伴い、令和2年度から北海道国民健康保険団体連合会が運営する国保標準システムに移行したところであります。

移行後の課税計算につきましては、本町における総合行政情報システムから住民税の所得情報を取り出して計算することになりますが、令和元年度以前に住民税未申告世帯の方が、令和2年度に遡って申告した場合の国保税が、過少または過大に課税されたものであります。

原因につきましては、システム会社において調査中ではありますが、現在判明している国保税の課税誤りの額は、過少となっていた世帯が、3世帯で276,900円、過大となっていた世帯が、4世帯で237,800円となっており、今後の調査状況により、額が変動する可能性があります。

課税誤りにより、多大なご迷惑をおかけした対象世帯の方々に対しては、早急に謝罪と説明を行うとともに、町民の皆様の信頼を損ねたことに深く反省いたしております。

今回の課税誤りにつきましては、新たなシステムを妄信してしまったことに一因があるものであります。

現在、システム会社に対しまして早急な原因究明とシステムの修正を指示したところでありますが、今後、このようなことがないよう、一層、緊張感を持って適正な事務処理に努めてまいります。

(令和3年幕別町成人式の延期について)

次に、令和3年幕別町成人式の延期について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、11月に入り全国をはじめ十勝管内においてもクラスターが発生するなど感染が拡大しているとともに、12月15日付けで北海道知事から「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」の通知があり、感染リスクが高まる「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間に及ぶ飲食」など5つの場面の回避、さらには、12月28日から令和3年1月11日までの間、全国一斉にGo To トラベルの利用の一時停止など、年末年始にかけ感染対策が強化されたところでもあります。

本町の成人式につきましては、これまで令和3年1月10日の式典開催に向け準備を進めてまいりましたが、式典には町外からも多くの参加が見込まれること、また、式典終了後における感染リスク回避への配慮などについて、式典の企画運営を担っていただいている実行委員会の方々とも協議を行った結果、新成人やご家族などの皆様の健康と安全を最優先に考慮し、この度、延期することを決定したところであります。

日程につきましては、他地域への進学や就職をした新成人が参加しやすいスケジュールを考慮し、ゴールデンウィーク中の5月2日に改めて開催することで準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、国民健康保険税の課税誤り及び令和3年幕別町成人式の延期についてのご報告とさせていただきます。